

堺市職員対応要領改正案（対応要領より該当項目を抜粋）

（新）

（※対応要領 2 ページより）

4 基本的な考え方

法は、国の行政機関や地方公共団体等に対し、障害を理由とする差別として、障害者に対する「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止し、事業者に対しては、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を行うよう努める事を定めています。

また、令和3年4月1日より、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（以下、「府条例」という。）が改正施行され、事業者においても「合理的配慮の提供」が法的義務となりました。当市も府条例を適用していますので、市内事業者の「合理的配慮の提供」が法的義務化されます。

（1）対象となる障害者

法の対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、障害者手帳をもっている人に限られません。これは、いわゆる「社会モデル（※）」の考え方を踏まえています。

※「社会モデル」とは、障害者が受ける社会的な不利益は、その人の持つ機能障害だけでなく、障害者のことを考えずに作られた社会のしくみにも原因があり、そのような社会と人の関わりから障害が生じるとする考え方です。なお、「社会モデル」に対して、障害は、その人の持つ機能障害が原因であり、主に治療やリハビリ等による機能向上によって問題解決が図られるという考え方は、「医学モデル」と呼ばれます。

(18)

4 法の基本的な考え方

法は、国の行政機関や地方公共団体等に対し、障害を理由とする差別として、障害者に対する「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止しています。

(1) 対象となる障害者

法の対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、障害者手帳をもっている人に限られません。これは、いわゆる「社会モデル（※）」の考え方を踏まえています。

※「社会モデル」とは、障害者が受ける社会的な不利益は、その人の持つ機能障害だけでなく、障害者のことを考えずに作られた社会のしくみにも原因があり、そのような社会と人の関わりから障害が生じるとする考え方です。なお、「社会モデル」に対して、障害は、その人の持つ機能障害が原因であり、主に治療やリハビリ等による機能向上によって問題解決が図られるという考え方は、「医学モデル」と呼ばれます。

(新)

(2) 対象範囲

	障害者差別解消法		大阪府障がい者差別解消条例
	行政機関等	事業者	行政機関等／事業者
不当な差別的取扱い	禁止 (してはいけません)	禁止 (してはいけません)	禁止 (してはいけません)
合理的配慮の提供	法的義務 (しなければなりません)	努力義務 (行うよう努めなければなりません)	法的義務 (しなければなりません)

※民間事業者における合理的配慮の提供は、法においては努力義務となりますが、大阪府障がい者差別解消条例では、令和3年4月1日より、法的義務となります。

※一般私人の行為、個人の思想や言論は、法の対象とされていません。

(18)

(2) 法の対象範囲

対象	不当な差別的取り扱い	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体等	不当な差別的取り扱いが禁止されます。	障害のある方に対し、合理的配慮を行わなければなりません。 【法的義務】
民間事業者※ ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	不当な差別的取り扱いが禁止されます。	障害のある方に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。 【努力義務】

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

※一般私人の行為、個人の思想や言論は、法の対象とされていません。